

<p>5 第4条第2項第6号及び第8号に関する事項のうち、当該第6号及び第8号の地区における届出を要する行為及び行為の制限に関する事項（景観法（平成16年法律第110号）第8条第1項の規定により市が定める景観計画（以下この項において「景観計画」という。）に定める事項に限る。）は、飯田市景観条例（平成19年飯田市条例第41号）第4条第4項の規定による景観育成特定地区における届出を要する行為及び行為の制限に関する事項として、飯田市景観条例及び景観計画に定めるものとする。</p> <p>6 緑の基本計画は、法第4条第3項に規定するもののほか、農業振興地域の整備に関する法律第8条第1項の規定による飯田農業振興地域整備計画、森林法第10条の5第1項の規定による飯田市森林整備計画及び飯田市土地利用基本条例（平成19年飯田市条例第15号）第8条第1項の規定による土地利用基本方針との調和が保たれたものでなければならぬ。</p> <p>（策定の手続）</p> <p>第5条 市は、緑の基本計画を定めようとするときは、法第4条第4項から第6項までの規定によるほか、あらかじめ、規則で定めるところにより、市民及び当該緑の基本計画に関係を有する者の意見を求めるための措置を講じ、次に掲げる事項を定めることにより、当該緑の基本計画の策定を促進するものとする。</p> <p>2 市は、緑の基本計画のうち、地域緑の計画を策定しようとする場合においては、当該地域緑の計画に係る地域自治区の住民の参加を得て策定するものとする。</p>	<p>(1) 条例第4条第3項の地域緑の計画の名称及び区域</p> <p>(2) 当該地域における緑地の保全及び緑化の推進の目標</p> <p>(3) 次に掲げる事項のうち必要なもの</p> <p>ア 当該地域における緑地の保全及び緑化の推進の方針</p> <p>イ 当該地域において保全し、又は緑化の推進を図るべき樹木又は花等の種類</p> <p>ウ 都市緑地法（昭和48年法律第72号。以下「法」という。）第55条第1項若しくは第2項又は条例第25条第1項若しくは第2項に規定する市民緑地の設置とその活用に関する事項</p> <p>エ 条例第32条第1項に規定する緑の育成協議会の組織とその活動に関する事項</p> <p>オ その他緑豊かな潤いのある地域づくりのための緑地の保全及び緑化の推進に必要な事項</p> <p>（緑の基本計画の策定の手続）</p> <p>第5条 条例第5条第1項の規定による市民及び緑の基本計画に係る者を有する者の意見を求めるための必要な措置は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 当該定めようとする緑の基本計画の案をインターネットを利用して30日間表示すること。</p> <p>(2) 市長の指定する場所及び当該定めようとする緑の基本計画の案の対象となる土地の区域に係る地域自治区の事務所（飯田市地域自治区の設置等に関する条例（平成18年飯田市条例第42号）第4条に規定するものをいう。以下同じ。）において、当該定めようとする緑の基本計画</p>
---	--

<p>3 市は、緑の基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該緑の基本計画の対象となる土地の区域に係る地域協議会（地方自治法第202条の5第1項の規定による地域協議会をいう。以下同じ。）の意見を聴くものとする。</p> <p>4 市は、緑の基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、審議会の意見を聴かなければならない。この場合において、都市計画法第4条第1項に規定する都市計画に関する部分及び都市計画区域又は準都市計画区域（都市計画法第4条第2項に規定する準都市計画区域をいう。）に係る部分については、飯田市都市計画審議会条例（昭和44年飯田市条例第67号）の規定に基づく飯田市都市計画審議会の意見を聴くものとする。</p> <p>5 市は、緑の基本計画を定めるときは、直ちに、規則で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。</p> <p>6 前各項の規定は、緑の基本計画の変更（規則で定める軽易な変更を除く。）について準用する。</p>	<p>の案を30日間公衆の縦覧に供すること。</p> <p>2 市長は、条例第5条第3項の規定により地域協議会の意見を聴こうとするときは、趣意書及び定めようとする緑の基本計画の案（以下「緑の基本計画の案」という。）を当該地域協議会の長に送付するものとする。この場合において、当該緑の基本計画の案によって緑地の保全及び緑化の推進に影響を受けると認められる土地の区域に係る他の地域協議会の意見を聴く必要があると認められる場合は、当該他の地域協議会の長にも趣意書及び緑の基本計画の案を送付して、その意見を聴くものとする。</p> <p>3 前項の規定により趣意書及び緑の基本計画の案の送付を受けた地域協議会の長は、当該緑の基本計画の案について意見を述べようとするときは、当該緑の基本計画の案に関する地域協議会の意見を記載した意見書を市長に提出するものとする。</p> <p>4 市長は、条例第5条第4項前段の規定により飯田市土地利用計画審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴こうとするときは、前項の規定による地域協議会の意見（地域協議会の意見がある場合に限る。以下審議会の意見を聴く場合における地域協議会の意見について同じ。）及び緑の基本計画の案を提出して、審議会の意見を聴くものとする。</p> <p>5 市長は、条例第5条第4項後段の規定により飯田市都市計画審議会条例（昭和44年飯田市条例第67号）の規定に基づく飯田市都市計画審議会の意見を聴こうとするときは、第3項の規定による地域協議会の意見（地域協議会の意見がある場合に限る。）及び緑の基本計画の案を提出して、飯田市都市計画審議会の意見を聴こうとする。</p> <p>6 条例第5条第5項の規定による公表は、飯田市公告式条例の例により行うものとし、かつ、緑の基本計画の対象となる土地の区域に係る地域自治区の事務所の長に、当該緑の基本計画の図書の写しを送付するものとする。</p> <p>7 前項の緑の基本計画の図書又はその写しは、市長の指定する場所において、公衆の縦覧に供するものとする。この場合において、当該縦覧の場所及び当該緑の基本計画の図書をインターネットを利用して2週間表示するものとする。</p> <p>8 第1項から前項までの規定は、条例第5条第6項の規定による緑の基本計画の変更（次項で定める軽易な変更を除く。）について準用する。こ</p>
---	--